

令和3年度 学校基本調査
学校調査票（幼保連携型認定こども園）

—令和3年5月1日現在—

都道府県番号	学校調査番号	6
--------	--------	---

幼保

（様式第17号）

統計法に基づく基幹統計調査



1 こども園の所在地	〒 (市区郡) (町村) (番地)		2 (フリガナ) こども園名	こども園 分園
	電話 () () ()			
所在地の市町村番号	3 設置者別			報告者 園長氏名
	※30又は31のうち、公私連携法人としての指定の有無 1 有 (該当する項の番号を記入する。) 2 無			
※4010	4 本園分園別			5 認可定員
	1 本園 2 分園			
6 利用定員				

7 教育・保育職員数	
性別	本務者(休職者等を含む。)
男	園長 副園長 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 主幹養護教諭 養護助教諭 主幹栄養教諭 栄養教諭 講師 計
女	園長 副園長 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 主幹養護教諭 養護助教諭 主幹栄養教諭 栄養教諭 講師 計
※5010	男
※5020	女

8 その他の職員数(本務者のみ)	
性別	計
男	事務職員 養護職員(看護師等) 調理員 警備員(用務員等)
女	事務職員 養護職員(看護師等) 調理員 警備員(用務員等)
※5010	男
※5020	女

9 「7」の本務者のうち休職等教員数(再掲)	
性別	計
男	園長・副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等 休職 育介 休職 育介
女	園長・副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等 休職 育介 休職 育介

10 「7」及び「8」の本務者のうち産休代替等教員数(再掲)	
性別	計
男	産休代替教職員 育児休業代替教員
女	産休代替教職員 育児休業代替教員

13 修了者数(令和3年3月修了者)		
男	女	計

学級名	11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定) ※学級ごとに1段ずつとして記入する。												計	
	年 齢													
	3 歳 児			4 歳 児			5 歳 児							
	0~2 歳児 入園	本年度入園	前年度入園	0~2 歳児 入園	3歳児 入園	4歳児 入園	0~2 歳児 入園	3歳児 入園	4歳児 入園	5歳児 入園				
組	7	0	1	0										
組	7	0	2	0										
組	7	0	3	0										
組	7	0	4	0										
組	7	0	5	0										
組	7	0	6	0										
組	7	0	7	0										
組	7	0	8	0										
組	7	0	9	0										
組	7	1	0	0										
組	7	1	1	0										
組	7	1	2	0										
組	7	1	3	0										
組	7	1	4	0										
組	7	1	5	0										
計	※7	4	6	0										
計	計の内訳(再掲)	男	※7	4	7	0								
		女	※7	4	8	0								
		1号認定	※7	4	9	0								
		2号認定	※7	5	0	0								

12 年齢別在園者数(3号認定) ※4月1日現在の満年齢により記入。				
0歳	満1歳	満2歳	計	

※8	0	1	0	計				
※8	0	2	0	計(再掲)	男			
※8	0	3	0	計(再掲)	女			

- 本園と分園(正規の手続を完了したもの)は、別々に調査票を作成する。分園の調査票は本園で取りまとめ、園長から提出する。
- 数字は、□□□□の中に一字ずつ、右側につめて記入する。また、「計」欄があるところは、必ず検算をする。
- 「3」の「公私連携法人」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法一部改正法」という)第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人をいう。
- 「5」及び「6」の各区分は次のとおりである。「教育標準時間認定(1号認定)」:子ども・子育て支援法(以下「支援法」という)19条1項1号に規定する者に係る区分。「満3歳以上・保育認定(2号認定)」:支援法19条1項2号に規定する者に係る区分。「満3歳未満・保育認定(3号認定)」:支援法19条1項3号に規定する者に係る区分。
- 「7」の「教諭等」については、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。
- 「9」及び「10」における「副園長等・主幹保育教諭等・保育教諭等」については、副園長・教頭・主幹保育教諭・指導保育教諭・保育教諭・助保育教諭・主幹養護教諭・主幹栄養教諭・講師が該当する。
- 「10」における「事務職員等」については、「8」に列挙する事務職員、看護職員(看護師等)、調理員及びその他の職員(用務員、警備員等)が該当する。
- 「11」学級別年齢別在園者数で学級数が16以上ある場合は、この欄について調査票を2枚作成し、2枚目について学級名の隣の4桁を「7160」から始めるものとする。また、5月1日現在学級は設置されているが在園者がいない場合は組名を記入し、「計」欄に「N」と記入する。
- 「11」の「0~2歳児入園」欄は、当初3号認定の区分により入園した後、1号又は2号認定の区分に移行した者を計上する。